

花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱第6条の事業の認定および 認定額の決定に関する基準

令和8年4月1日

(緑化事業の回数)

1. 緑化事業の回数は、1年間(1会計年度内)2回(夏花壇用及び冬花壇用)を基本とし、それぞれ季節に応じた植栽およびその管理を行うものとする。

(花壇、植樹柵等の場合)

2. 花壇や植樹柵等において緑化事業を実施する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 年間2回以上実施する場合は、年間1㎡当たり5,000円以内(花苗以外の原材料を含む)
 - (2) 年間1回実施する場合は、年間1㎡当たり2,500円以内(花苗以外の原材料を含む)

(プランターの場合)

3. プランターを用いて緑化事業を実施する場合は、次のとおりとする。
 - (1) プランターは、容量10ℓ程度のもの
 - (2) 年間2回以上実施する場合は、年間1基当たり1,800円以内(プランター、花苗、土等の原材料を含む)
 - (3) 年間1回実施する場合は、年間1基当たり1,300円以内(プランター、花苗、土等の原材料を含む)
 - (4) プランターは、原則として2年以上使用
 - (5) プランターの設置数は、緑化箇所ごとに10基以上(ただし、花壇、植樹柵等と一緒に場合は1基以上)
 - (6) 事業所等の前(通行等に支障のない所)に設置する場合は、それらが3区画以上連続した区間において連続した10基以上。(ただし、花壇、植樹柵等と一緒に場合は1基以上)
 - (7) 容量が、20ℓ以上あるプランターを使用するときは、プランターの認定額を上記(2)及び(3)の額の2倍とする。

(軽微な園芸用品について)

4. 軽微な園芸用品を用いて緑化事業を実施する場合は、次のとおりとする。
 - (1) スコップ、園芸用ハサミ、じょうろ、散水ホース、草刈鎌、ブルーシート、虫よけ、軍手、ごみ袋等とし、花壇整備に必要となる物品とする。助成金の趣旨に直接関係のない経費や、当該事業以外に使用できる汎用性の高い

物品、高額な物品の購入に要する費用は対象外

- (2) スコップ、園芸用ハサミ、草刈鎌は原則として3年以上使用
- (3) じょうろ、散水ホースは2年以上使用

(処分の制限及び耐用年数)

4. 物品の処分に関しては次のとおりとする。

- (1) 生駒市補助金等交付規則第 21 条において「補助金によって取得した物品は目的以外の用途に使用し、譲渡してはならない。ただし、耐用年数を経過した場合は、この限りでない」との規定があるため、本助成金においてもこの規則に従うこととする。
- (2) 耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 26 年大蔵省第 50 号）を基本とする。

(同一箇所での認定)

5. 同一箇所に複数の事業認定は行わない。(1 箇所 1 対象者とする)

(予算額を超える場合の認定額の決定)

6. 申請期間内の事業認定申請の認定額の決定をしようとする額の総額が予算額を超える場合は、一定の率を乗じて認定額を決定するものとする。